

岐阜県公報

目次

公安委員会規則

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

(警務課) 二

号外 (16) 平成二十八年三月二十九日

公安委員会規則

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県公安委員会

委員長 石井成一

岐阜県公安委員会規則第四号

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県警察職員定数規則(昭和三十三年岐阜県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区分	警察官			職員一般	合計
	警視	警部	警部補及び 巡査部長		
警察本部	七五	三五	七三	一九三	一、三五
警察署	三	一四	一、二六三	九八	一、四一
合計	二六	二六	一、八六六	一、二七七	三、九三三
				三、五九九	
				四四	

備考 警察本部の巡査には、初任科生を含む。

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十八年三月二十九日

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県公安委員会

委員長 石 井 成 一

岐阜県公安委員会規則第五号

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則（昭和六十三年岐阜県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「犯罪手配」を「指名手配」に改める。

第二十七条中「次の二課」を「次の三課」に、「警備第一課」を「警備総務課」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（警備総務課の所掌事務）

第二十七条の二 警備総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 条例第二条第一項第六号に規定する警備部の所掌事務に関する総合的な企画及び指導調整に関すること。

二 警備関係法令の調査及び研究に関すること。

三 警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること。

四 電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する不正な活動に関する警備情報の収集及び整理その他当該活動に関する警備情報に関すること。

五 前号に規定する活動に関する警備犯罪の取締りに関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課又は隊の所掌に属しない事務に関すること。

第二十八条第一号を次のように改める。

一 警備情報の収集及び整理に関すること（警備総務課の所掌に属するものを除く。）。

第二十八条第二号中「捜査」を「取締り」に改め、「こと」の下に「（警備総務課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第三号から第六号までを削る。

第三十八条の五を削る。

第四十二条の九を第四十二条の十とし、第四十二条の二から第四十二条の八までを一条ずつ繰り下げ、第四十二条の次に次の一条を加える。

（秘書官）

第四十二条の二 総務課に秘書官を置き、警視をもつて充てる。

2 秘書官は、命を受け、警察本部長の秘書の業務を処理し、部下職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十九日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社